

平成16年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成16年12月6日

番 号	請 願 第 7 号	受理年月日	平成16年11月10日
件 名	教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める請願		
提 出 者	名古屋市名東区にじが丘3-2-3 憲法と教育基本法の理念を実現する愛知の会 代 表 榊 達 夫 (名古屋大学名誉教授) 名古屋市昭和区菊園町3-8-1 小 林 武 (愛知大学法科大学院教授) 安城市緑町1丁目3番地8 関 本 功 (愛知県高等学校教職員組合西三南支部長)		
紹介議員	和田 米 吉		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>日頃は、地域の教育の充実と振興のため、ご努力されていることに敬意を表します。</p> <p>さて、昨年3月20日、中央教育審議会は答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を遠山文部科学大臣に提出しました。1947年に教育基本法が制定されて以来、公的な機関でその見直しが論議され、答申されたのは戦後の歴史の中で初めてのことです。</p> <p>教育基本法は、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するという憲法の理念に対し、前文で「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」として教育の重要性を訴えています。そして戦前の教育の反省に立ち、第1条において教育の目的を「人格の完成」とし、国家が特定の間人像を押しつけることを排除しています。平和や真理、正義などの理念や原則は、教育や人権に関する国際的な合意事項の精神にも合致するものです。また、第3条において「教育の機会均等」を定め、第10条においてそのための条件整備を教育行政に求めています。その結果、義務教育の保障、僻地教育や定時制通信制教育、障害児教育などの改善に見られるように、戦後さまざまな問題を抱えながらも、教育行政は、その理念を実現すべく努力が積み重ねてきました。</p> <p>また、教育基本法改正と一体のものとして、義務教育国庫負担制度の見直しも行われようとしています。これは、義務教育の保障を国の責務として規定した憲法・教育基本法の掲げる理念を否定しようとするものであり、地域の財政力の格差が教育案件の格差につながるという点では、教育の機会均等の原則の否定につながるものです。</p> <p>いま教育行政に求められていることは、教育基本法の目指す理念や内容が、戦後どこまで実現されてきたのか、実現できていない原因と実現のために必要な施策は何かなど、これまでの教育施策を総点検することだと考えます。</p> <p>政府の行うべきことは、教育基本法の改定ではなく、教育基本法の掲げる理念の実現に向けて最大限努力することだと考えます。</p> <p>貴議会におかれましては、次の事項について充分にご審議をいただき、よろしくお取りはからいのうえ、意見書として採択いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>請 願 事 項</p> <p>国 (内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長) に対し地方自治法99条より「教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書」を採択されるよう請願します。</p>		

平成16年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成16年12月6日

番 号	請 願 第 8 号	受理年月日	平成16年11月10日
件 名	国の責任で30人以下学級の実現を求める意見書採択を求める請願		
提 出 者	名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県高等学校教職員組合委員長 高 須 和 博 安城市緑町1丁目3番地8 愛知県高等学校教職員組合西三南支部長 関 本 功		
紹介議員	和 田 米 吉		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>2001年4月より第7次（高校第6次）教職員定数改善計画で「標準法の一部改正」がなされ、各自治体の判断で少人数学級の実現が可能となりました。その結果、全国の大多数の都道府県に少人数学級編制が広がり、その数は義務制と高校をあわせると44都道府県にのぼります。愛知県においても04年度より小学校1年生で35人学級が実施されたところです。</p> <p>しかし、その一方では、国の予算措置がともなっていないため、各自治体独自の財政負担による実施であること、また、常勤講師の採用ができないため専科教員や教務主任を担任に配置せざるをえないことなど、数多くの問題が生じています。</p> <p>さらに、市町村独自の30人学級など少人数学級が広がるにつれ、30人学級が実施できる市町村とできない市町村の間に教育条件の格差が生じるという大きな問題も生じています。これは教育基本法に規定された「教育の機会均等」の理念からいっても問題と言わざるを得ません。</p> <p>こうした問題の解決のためにも、国の責任で30人学級を実現することこそが今求められています。</p> <p>先行実施された市町村の教員からは、「子どもへの声かけが増えた」「児童の理解が深まった」保護者からも「担任に一人一人よく見てもらえるようになった」など、賛意を示す声が圧倒的多数を示しています。</p> <p>貴議会におかれましては、意見書について、充分にご審議をいただき、よろしくお取りはからいのうえ、採択いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>請 願 事 項</p> <p>国（内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長）に対し、地方自治法第99条の規定により、「国の責任で30人以下学級の実現を求める意見書」を採択されるように請願します。</p>		

平成16年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成16年12月6日

番 号	請 願 第 9 号	受理年月日	平成16年11月18日
件 名	介護保険の改善を求める請願		
提 出 者	名古屋市熱田区沢下町9-7 愛知県自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳 田 秋		
紹介議員	宮 川 金 彦		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>長引く不況のもとで、小泉内閣がすすめる「構造改革」路線により、働く人びとの首切りやリストラが日常化し、青年の雇用問題、高齢者問題など深刻の度を深め改善がされていません。</p> <p>国民の暮らしが脅かされるなかで、高齢者の医療費負担増とあわせ介護保険料の引き上げなどますます生活不安が広がっています。こうしたときだからこそ憲法第25条にもとづく社会保障を充実することが多くの国民の切実な願いになっています。</p> <p>高齢化社会を迎え、介護を必要とする人が、いつでも、どこでも、お金の心配なく十分な介護サービスを利用できる介護保障制度を確立することが求められています。</p> <p>ところが来年見直しされる介護保険法は、こうした願いに応えるどころか、入所施設について「ホテルコスト」と称して部屋代や食事代を徴収する。介護度の軽い人の利用を「自立支援になっていない」などと利用を制限しようとしています。</p> <p>また、介護を支えるヘルパーやケアマネージャーなどは仕事に見合った報酬や安全が保障されていません。安心できるサービスを保障することが求められています。</p> <p>特に、低所得者が、保険料や利用料の負担に耐えかね、介護保険のサービスから除外されている実態も改善されず、ますます介護保険のサービスから除外されようとしています。</p>		
	<p>請 願 事 項</p> <p>誰もが費用負担の心配なく安心して介護が受けられるよう下記事項について政府に働きかけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の国庫負担を増やして、介護保険料と利用料を軽くすること。 2. 介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担を増やさないこと。 3. 国の制度として保険料の減免制度を設けること。 4. 要支援、要介護1のヘルパー利用や福祉用具の利用を制限しないこと。 		

平成16年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成16年12月6日

番 号	請 願 第 1 0 号	受理年月日	平成16年11月18日
件 名	子育て支援策の充実を求める請願		
提 出 者	名古屋市熱田区沢下町9-7 愛知県自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳 田 秋		
紹介議員	宮 川 金 彦		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;">請 願 の 趣 旨</p> <p>一人の女性が生涯に生む子どもの数は、1.29と低下し、過去最低を更新、「少子化」対策、子育て支援策は急務です。リストラや不況、就職難のもとで、若い世代の家計もますますきびしさをまし、妊婦検診の経済的負担の軽減、乳幼児医療費の無料化などの願いはいっそう切実になっています。</p> <p>乳幼児医療費国庫負担制度の国の制度創設に賛同する国会議員は108人（04年2月現在）に、意見書が採択された地方議会は45%（04年4月現在）を越え、全国市長会と全国町村会も制度創設を国に要望しています。</p> <p>昨年9月、「少子化社会対策基本法」が施行されましたが、そのなかですべての「子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため」として、「子どもの医療費にかかる措置」を国と自治体に求めています。</p> <p>乳幼児医療費助成制度は、現在すべての自治体で実施され、「就学前」まで助成する自治体が37.7%（03年4月現在）にふえています。一方で3歳未満以下としている自治体も32.6%あり自治体によって対象年齢や条件には大きな格差があります。子どもの命はすべて平等です。どこに生まれ住んでも、子どもは大切に育てられなければなりません。</p> <p>さらに多くの親の願いである「窓口払いなし＝現物給付」を自治体を実施するうえで国が国民健康保険に対する国庫補助を削減する「ペナルティ」が障害になっています。本来国が行うべき乳幼児医療費助成を自治体が自主的に努力しているのに、ペナルティで水をさす行為は許せません。</p> <p>また、妊婦検診への国庫補助を復活し、拡充することが求められます。</p>		
	<p style="text-align: center;">請 願 事 項</p> <p>次の事項について政府に働きかけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 義務教育就学前児童に対する医療費無料制度を創設すること。 2. 自治体を実施する医療費無料制度に対する国民健康保険への国庫補助の削減をやめること。 3. 妊産婦の定期検診の国庫補助を復活するとともに、無料検診の回数をふやすこと。 		

平成16年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成16年12月6日

番号	請願第11号	受理年月日	平成16年11月18日
件名	「改革」年金法の実施を中止し、すべての国民が安心して暮らせる年金制度の確立を求める請願		
提出者	名古屋市熱田区沢下町9-7 愛知県自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳田 秋		
紹介議員	宮川金彦		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;">請願の趣旨</p> <p>閣僚や国会議員の保険料未納、年金積立金の不正な流用や株式での損失、保険料や給付に関わるウソとごまかしの説明の中で、強行採決された年金「改革」法は、とうてい認められません。保険料を際限なく引き上げ、給付水準50%を超えて引き下げるなど、それこそ国民の暮らしをこわし、年金制度そのものを崩壊にみちびくものです。</p> <p>その上、所得税の老齢者控除の廃止、公的年金等控除の縮小を強行することは、高齢者の生活を圧迫するものです。</p> <p>暮らしていけない無年金者や低年金の人の問題など、さらに雇用が破壊される中で少子化が進行し、保険料を払えない人が増えるばかりで事態は重大です。</p>		
	<p style="text-align: center;">請願事項</p> <p>安心して暮らせる年金制度にするために、次の事項について政府に働きかけてください。</p> <p>1. 所得税の老齢者控除の廃止および公的年金等控除の縮小を取りやめ、元に戻すこと。</p>		

平成16年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成16年12月6日

番号	請願第12号	受理年月日	平成16年11月18日
件名	「改革」年金法の実施を中止し、すべての国民が安心して暮らせる年金制度の確立を求める請願		
提出者	名古屋市熱田区沢下町9-7 愛知県自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳田 秋		
紹介議員	宮川金彦		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;">請願の趣旨</p> <p>閣僚や国会議員の保険料未納、年金積立金の不正な流用や株式での損失、保険料や給付に関わるウソとごまかしの説明の中で、強行採決された年金「改革」法は、とうてい認められません。保険料を際限なく引き上げ、給付水準50%を超えて引き下げるなど、それぞれ国民の暮らしをこわし、年金制度そのものを崩壊にみちびくものです。</p> <p>その上、所得税の高齢者控除の廃止、公的年金等控除の縮小を強行することは、高齢者の生活を圧迫するものです。</p> <p>暮らしていけない無年金者や低年金の人の問題など、さらに雇用が破壊される中で少子化が進行し、保険料を払えない人が増えるばかりで事態は重大です。</p>		
	<p style="text-align: center;">請願事項</p> <p>安心して暮らせる年金制度にするために、次の事項について政府に働きかけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「改革」年金法の実施を中止し、すべての国民が安心して暮らせる年金制度にするため、国民的な議論をしないこと。 2. 消費税によらない全額国庫負担の「最低保障年金制度」を作ること。 3. 過大な積立金を不正に流用したり、株式投資に使ったりせず、保険料・給付の改善に使うこと。 		

平成16年第4回安城市議会定例会陳情文書表

平成16年12月6日

番 号	陳 情 第 2 号	受理年月日	平成16年11月1日
件 名	特別養護老人ホーム早期建設に関する陳情		
提 出 者	安城市百石町2丁目17番地6 加藤克助		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;">陳 情 の 趣 旨</p> <p>安城市に在住する57歳の会社員です。実母が7年前から82歳でパーキンソン症候群を発症し、安城市内の病院に通院治療していました。</p> <p>数年前から時々おかしい言動や、一つの事に対して非常にこだわり興奮するなどの行動がありましたが、それは数日間で収まるため、その事は日々の出来事として忘れていました。ところが一昨年10月頃から同じ言動を繰り返し言う日々が続き、同年11月12日(火)夕方隣家に自宅2階に変な人がおるからと助けを求めていきました。</p> <p>隣家の方の連絡であわてて帰宅し、隣家にいる母親に2階には誰もいないと論じましたが、この母親の行動が幻覚で怯え、徘徊の病状とはまだこちらもこの時は理解できませんでした。</p> <p>この様な母親の初めて異常な行動にあわてて病院の神経内科へ通院治療を受け、脳検査の結果脳が萎縮している(アルツハイマー)と診断されました。現時点では治療法が無い難治性の病気と伝えられました。</p> <p>現在発症から約2年たちましたが、本人の病状は発症から明らかに少しずつ進行しています。発症時のヘルパーの自宅介護から、今は介護老人保健施設に毎日通所しています。日々起きる幻覚や被害妄想の時は、抗不安薬、抗精神病薬を服用しながら介護していました。</p> <p>ところが、今年2月3日(火)母親が午後叔母宅で転倒し、右足の痛みを訴えたために、救急車で病院に搬送し、救急治療室で検査した結果、右足大腿骨骨折と判明しました。即入院し、手術を受け無事に成功しましたが、痴呆症の為、病院に入院したこと自体なかなか理解できず、入院直後から夜になると本人はベッドから起こせ起こせコールでした。</p> <p>その後はリハビリに精をだし、寝たきりの状態から車椅子の生活ができるまで回復しましたので、4月4日(日)初めて車椅子に乗って退院しました。その後は老人保健施設でデイサービスを受けながら通所していましたが、ある日、老健での昼の食事中、体が傾き、お箸が上手に使いえず食材をこぼしますとの指摘があり、おかしいなと感じましたので4月19日(月)デイサービスの終了後、眼科に通院して眼の検査を受けました。</p> <p>そしたら眼ではなく脳に異常があるのではないかと指摘がありました。翌日の朝母親の手足の震えがひどく、止まらないのであわてて救急車で病院に搬送しました。検査の結果熱が39度ありすぐ入院です。最初は肺炎の疑いでしたが、頭部CTの検査の結果、脳出血と判明しました。この為に約1ヶ月間脳出血の治療を受けました。</p>		

治療といっても脳の腫れを冷やす事が治療の手段です。後は出血が引いていくのを待つばかりでした。この為ただ寝て体を動かさずに治療を受けていますので、体全体の筋力が低下してきました。特に心配したのが日常生活に必要な、ベッドで寝返りが出来るか、排便、排尿の事が言えるか、飲み込みが出来るか、いつも、母親の顔を見ていると心配になりましたが、約一ヶ月間の入院中、リハビリに励みその結果、日常生活に必要な事も出来るようになりました。

5月20日（木）脳出血の後遺症もなく無事に退院しました。それ以前にもまして元気にデイサービスに通所するようになりました。

ただ日常生活の中で一週間の間隔で夜失禁するようになり、これも脳出血の後遺症で機能の一部が低下してきたと思いました。それでも体全体の運動機能は大分回復し、特に家で伝え歩きが出来るぐらい回復した矢先、6月30日（水）に母親の体に異変が起きました。

デイサービスから帰宅直後頭が痛いと言ったので、近くの内科に通院して頭痛薬をもらい服用しましたが、夕方夕飯を拒否し、すぐに寝たいと本人が言いましたので、寝かせましたが母親の事が心配になり夜中に検温したところ熱が38度ありました。

前回の事を思い出して、すぐ救急車を呼び病院に行きすぐにCT検査をしていただき、その結果脳出血があると診断され、当直の医師から、再発でもう高齢ですから何がおきてもおかしくありませんと言われました。

この言葉に驚き、慌てて身内に母親の状態、医師の言葉を伝えました。その後は神経内科で脳出血の治療を受けましたが、今回の出血場所は、記憶をつかさどる場所と説明をうけました。この為に3週間治療が過ぎても、母親は自分の名前を思い出す事が困難になり子供の名前や身内の名前を思い出すことが難しくなりました。

又主治医からも高齢者で痴呆患者は血管がもろくなっていますとの事、2回の脳出血は終わりではなく、今後も再発は十分考えられますと説明を受けました。

今後は自宅での介護は難しくなると感じています。しかし自宅での介護が難しい人を受け入れる安城市内の特別養護老人ホームは現在どこも満床で待機者が溢れています。したがって安城市が計画している特別養護老人ホームを早期建設するようにお願いします。

陳情事項

安城市高齢者保健福祉計画に基づいて平成19年度建設予定の特別養護老人ホームを平成18年度に繰り上げ早期建設をお願いしたく陳情書を提出する次第です。

平成16年第4回安城市議会定例会陳情文書表

平成16年12月6日

番 号	陳 情 第 3 号	受理年月日	平成16年11月22日
件 名	学童保育の充実を求める陳情		
提 出 者	安城市住吉町2丁目3番35号 安城市学童保育連絡協議会 代表者 小林 恵美 他1,775名		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;">陳 情 の 趣 旨</p> <p>全国レベルで展開されている子育て支援策の中でも、学童保育の充実が重点項目とされています。また、働く母親を積極的に支援することは、男女共同参画社会の実現とも関わる重要な事業です。今後は様々な形で、働きながらの安心した子育てを支援する体制が地方行政に求められています。</p> <p>安城市におきましても、民間学童保育へのご理解と補助が充実しつつあります。市独自の補助金など運営への補助をして頂いていることについて、大変感謝しております。また、来年度には各小学校区に公立学童保育が設置され、『次世代育成支援地域活動計画』の内容を受け、運営内容について具体的に対応していただけるものと期待しています。しかし、先のアンケートでまだ学童クラブの存在を知らない方がみえることから、学童保育についての認識が一般の方々にも広めるための努力をするとともに、民間、公立を問わず運営の質の向上が一層注目されてくるものと思われまます。</p> <p>民間学童保育は、独自の特色を生かした保育環境と父母の要求に柔軟に答えられる保育をめざし、保護者の主体的な役割分担によりこれまで、一定の成果を上げてきたと自負しています。</p> <p>安城で20年以上、父母、指導員、地域により培われてきた「手づくり」の民間学童保育の運営内容は、今後の公的な放課後児童育成施設の運営においても、参考・研究対象としてのモデルとなりえると考えられます。しかし、運営のための「ハードウェア」（建物・指導員）が将来にわたり安定したものでなければ、自主的で理想的な運営という「ソフトウェア」を維持していくことが困難です。昨年度の私どもの陳情に対して市議会で述べられた、公設民営化について市としても研究すべきという考えを、今後の民間学童保育のあり方に活かして頂きたいと思ひます。</p> <p>今後は学童保育がさらに普及するにつれて、その運営様式についての要望も多様化します。公立児童クラブですぐには達成できない高学年保育や柔軟な運営を行う民間学童保育が、今後も公立と共に存続し、多様なニーズに応じた運営施設が充実することが、多くの父母にとって安心な子育て支援策となるものと考えます。以上のような状況をふまえ、学童保育を充実させるために次の項目を陳情致します。</p>		
	<p style="text-align: center;">陳 情 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東海地震について耐震・防災について対策が立てることができ、立ち退きの必要がない場所で、知多市のように場所は公的機関が保証し、民間学童が今までの良さを生かしながら運営できるような委託の形をご検討下さい。 2. 民間学童の指導員の確保のため、ホームページや広報での求人呼びかけおよび、指導員の雇用のための補助をお願いします。 3. 民間学童の遠足、キャンプ時の安城市のバスの利用やマーメイドパレス、歴史博物館など安城市の様々な施設の使用についてご配慮をお願いします。 		

平成16年第4回安城市議会定例会陳情文書表

平成16年12月6日

番 号	陳 情 第 4 号	受理年月日	平成16年11月25日
件 名	「子どもをタバコから守ろう！」 「無煙世代育成をめざした早期無煙教育の充実」を求める陳情		
提 出 者	安城市横山町毛賀地9番地1 杉浦直樹、杉浦育子		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;">陳 情 の 趣 旨</p> <p>喫煙が多くの病気の原因になっていることが、周知の事実でありながら、周囲の禁煙・分煙対策はなかなか進みません。また、多くの喫煙者は、禁煙を希望してもなかなか禁煙できない矛盾した状況があります。喫煙年齢の若年化、女性の喫煙率の増加なども大きな社会問題です。近年、安城市内の道路、駅、公園などでも未成年者が（時には学生服姿で）堂々とタバコを吸っています。そして殆どの大人は、注意もせず黙認しています。人口動態統計によると日本人の死亡原因は、疾病別では肺癌が、原因別では喫煙が首位であり、喫煙関与の病気により年間約10万人が死亡しています。</p> <p>このような状況を改善するためには、早期の無煙教育が重要だと考えます。喫煙開始年齢は殆どの場合、健康にあまり関心のない未成年期であり、この時期に適切な教育を繰り返すことにより無煙世代の育成に寄与できると考えられます。</p> <p>既に喫煙者になっている人は、「ニコチン中毒」の状態でありニコチンは、ヘロインやコカインなどの麻薬より依存性が強いため、一度喫煙習慣を身に付けると容易に禁煙する事は不可能です。生涯、有害であるタバコを手にしなければ、本人はもとより受動喫煙による家族等の健康を害する事も無く、苦労して禁煙する事ありません。</p> <p>とりわけ、安城市では「地球にやさしい環境先進都市をめざして」環境基本条例を制定、施行しており身近な環境問題に取り組んでいますが、身近な環境問題としてタバコは良い教材であると思われ、環境先進都市を目指した安城市が全国に率先して無煙世代の育成をめざした早期無煙教育の充実を図る事が重要であると考えられます。</p> <p>期待できる効果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無煙教育を受ける→大人になっても吸わない→親になったら子供に吸わせない→喫煙関連疾患の罹患率の低下→健康維持、無駄な医療費の減少 2. 無煙教育を受ける→家族（父兄等）の喫煙心配になる→父兄に禁煙を求める→喫煙減少 3. 喫煙者の減少→火災、ポイ捨て、受動喫煙など社会的迷惑行為の減少 4. 中高生のタバコ開始→非行の入口→青少年犯罪↑ →不良仲間からのタバコの誘惑を拒否→非行グループ加入率低下 <p>以上のことから、無煙世代育成をめざした充実した内容の早期無煙教育の実施をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">陳 情 事 項</p> <p>大人の言う事を素直に聴いてくれる小学生のうちに何度も「タバコの有害性」を繰り返し教育することで無煙世代を育成する。そのための教育プログラムの作成および施行の義務化。（中学・高校生では既に喫煙者が多く、反抗期で授業をしても効果が少ない。小学6年間でタバコの有害性を十分認知させる。）</p>		